

栄養ケアステーション運営規則抜粋

2 委員会

栄養ケア・ステーションは、設置要綱に基づき、特定保健指導委員会（事業推進部、人材育成部）食育推進委員会、糖尿病食対策委員会、CKD（慢性腎臓病）対策委員会、介護予防対策委員会を置くこととなっているが委員会については以下のとおりとする。

- (1) 委員会の設置に当たっては各委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は会員の中から会長が委嘱する。
- (3) 委員は事業内容に合った適任者を委員長と会長が協議して各職域間のバランスに配慮しつつ定める。
- (4) 委員長と委員は理事会の承認を得なければならない。
- (5) 委員会の運営は委員長が責任を持って実施し、適宜その経緯を理事会に報告しなければならない。

3 事業運営

栄養ケア・ステーションは、設置要綱に基づく次の事業を行う。

- (1) 人材の育成事業（会員に対する講演会、研修会、事例検討会等を開催）
- (2) 事業者向け（地方自治体、健康組合、国保、福祉、介護施設等）の人材紹介または保健指導・介護予防指導。
- (3) 事業者向けの健康（イベント）企画、運営等の請負事業
- (4) 一般消費者向けの食育、講演会、研修会、セミナー、料理講習等の出張講座事業
- (5) 一般消費者向けの栄養・食生活指導・相談事業
- (6) その他当該事業の目的を達成するために必要な事業

4 人材登録

- (1) 人材は各委員会別に登録を行う。登録の重複は可とする。
- (2) 原則として生涯学習受講登録者（手帳所持者）とする。
- (3) 特定保健指導の登録者は「担当者育成研修の修了者」とする。
- (4) 特定保健指導の登録者は原則としてグループ登録とし、どこかのグループに所属する。
- (5) 登録に当たっては所定の手続きを必要とする。

5 業務遂行

業務の遂行に当たって栄養ケア・ステーションにコーディネーターを置く。

- (1) 業務は委員長又はコーディネーターが調整し、コーディネーター又はグループリーダーから依頼（依頼書）する。
- (2) 受託した業務は責任を持って遂行しなければならない。
- (3) 業務遂行後は速やかに、従事業務内容の結果を報告（報告書）提出しなければならない。

6 個人情報の秘守

- (1) 個人面接等で得た個人の情報は他人に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報にかかわる業務を引き受ける場合は「個人情報の取り扱いに関する同意書」を提出しなければならない。